

**令和 6 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）  
実 施 事 業 者 募 集 要 項**

仙台市国民健康保険特定保健指導の積極的支援に該当する被保険者の利便性の向上に資するため、令和 6 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）委託事業者を募集します。

**1 委託内容及び期間**

- (1) 委 託 者：仙台市
- (2) 委託業務名：「令和 6 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）業務」
- (3) 委 託 期 間：契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日  
なお、継続支援及び実績評価の翌年度繰り越し分については、令和 7 年度に別途契約を行う予定。
- (4) 業 務 内 容：別紙 1「仙台市国民健康保険特定保健指導業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 担 当 課：仙台市健康福祉局保険年金課                      電話：022-214-8351

**2 委託金額の上限**

仕様書のとおり。

**3 募集内容の概要**

- (1) 特定保健指導の種類：積極的支援
- (2) 対 象 者：40～64 歳の仙台市国民健康保険加入者で特定健康診査受診者のうち、積極的支援対象者
- (3) 事 業 者 数：(5) の表「事業者数」欄のとおり。
- (4) 実施スケジュール：事業者は、令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回支援を実施し、事業者のプログラムに沿って令和 7 年 9 月 30 日までに実績評価をおこないます。
- (5) 募集形態

|             | 施設型                 | 非施設型                                | 遠隔型                          |
|-------------|---------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 方 法         | 個別相談<br>(事業者の施設で実施) | 個別相談<br>(区役所及び総合支所で実施)              | 個別相談<br>(オンラインで実施)           |
| 事業者数        | 4 事業者               | 1 事業者                               | 1 事業者                        |
| 見込人数<br>(※) | 100 人<br>25 人×4 事業所 | 100 人<br>17 人×5 区+<br>15 人 (2 総合支所) | 35 人<br>6 人×5 区+5 人 (2 総合支所) |
| 補 足         | 全区対応                |                                     |                              |

※ 人数はおおよその見込数であり、受託数ではありません。

※ 施設型又は非施設型と遠隔型を併用する場合、主な支援形態となる方に応募してください。

#### 4 応募事業者の資格

応募書類の提出を行う時点で、次の要件を満たす事業者とします。

- (1) 生活習慣病予防に関する保健指導の業務を行っていること
- (2) 特定保健指導機関番号を取得していること
- (3) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されており、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと
- (4) 仙台市内に事業者(本社、支社、支店、事業所等)があること  
(個人情報に係る情報システム処理を行う場所において、情報セキュリティに関する第三者認証を受けていれば、市外に事業所がある場合も可とする)
- (5) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者ではないこと
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (7) 仙台市税の滞納がないこと
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人でないこと
- (9) 個人情報保護責任者が仙台市個人情報セキュリティ研修を令和 3 年度以降（令和 3 年 4 月 1 日以降）に受講していること（未受講の場合、契約期間中に必ず研修を受講すること）。ただし、情報セキュリティに係る所定の認証（ISMAP, ISMAP-LIU, ISMS）を取得している事業所については、研修受講を免除する。

#### 5 失格要件

応募書類を提出した時点で、次の各号に該当した場合は、失格とします。

- (1) 第 2 項の委託金額の上限より高い見積もり金額を積算したとき
- (2) 次項第 1 号の応募書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき
- (3) 応募事業者が仕様書の内容に従うことができないと判断されるとき
- (4) 前項各号に掲げる要件に該当しないとき又は契約に至るまでに該当しなくなったとき
- (5) 第 6 項第 3 号の応募期間内にすべての応募書類を提出できなかったとき

#### 6 応募手続

##### (1) 応募書類

- ①応募申込書（様式第 1 号）
- ②事業者概要書（様式第 2 号）
- ③人員配置計画書（様式第 3 号）

※添付書類 資格を有する証明書（写し）をそれぞれに添付してください。

- ④人材育成計画書（様式第 4 号）
- ⑤特定保健指導実施施設確認書(施設型と遠隔型のみ)（様式第 5 号）

※添付書類 施設全体平面図（マーカー等で相談室予定スペースを明記すること）  
写真（建物全景，相談室，運動施設（運動の実践指導を行う場合）  
救急時の対応マニュアル（運動の実践指導を行う場合）

⑥特定保健指導（積極的支援）実施計画書（様式第6号）

※添付書類 保健指導の内容がわかるマニュアル等  
特定保健指導（積極的支援）に使用する帳票・教材

⑦個人情報の取り扱いに関する計画書（様式第7号）

※添付書類 ISMS 等の第三者認証を取得している場合は登録証(写)等の取得を証明  
するもの

⑧運営に関する書類（様式第8号）

※添付書類 直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表，事業報告書，損益計算書等）

⑨企画提案書（書式については，第8項第1号～第4号参照）

※第10項評価基準の企画提案内容に則り，作成してください。

⑩見積りに関する書類（別紙2）※両面印刷は不可

※見積書・内訳明細書（見積書・内訳書明細書の様式は，「特定健康診査・特定保健  
指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」（2024年3月厚生労働省保険局）付  
属資料1-3「標準的な見積様式の例」を参考にしてください）。

⑪応募書類確認票（様式第9号）

⑫再委託申請書（様式第10号）（再委託を行う場合のみ）

(2) 応募方法：応募書類を持参又は書留郵送とします（電子メールは不可）。

(3) 応募期間：令和6年4月1日(月)～4月5日(金) 17時必着のこと

(4) 応募先：〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1  
仙台市健康福祉局保険年金課管理係（仙台市役所5階）

(5) その他：

○ 応募書類は，A4版（A3版折込可）とし，6部（1部原本，5部複写），提出する  
こと。提案書はできる限り両面印刷とし，見積・内訳明細書は別に1部のみ提出す  
ること。

○ 1事業者，1件の提案書に限り，複数の提案書を提出することは認めません（実施  
形態が異なるものに関しては，複数応募可。）。

○ 応募後の変更等については応じられませんので，提出前に内容確認を行ってくだ  
さい。

## 7 質問書

募集要項及び業務委託仕様書の内容，特定保健指導の実施等の質問について，次により  
受け付けし，回答します。

(1) 提出方法：別紙3の質問書に記入の上，電子メールにより提出。

(2) 提出先：メールアドレス：[fuk005160@city.sendai.jp](mailto:fuk005160@city.sendai.jp)

(3) 受付期間：令和6年3月15日（金）～3月27日（水）17時必着

(4) 回答方法：回答は，随時電子メールにより行います。また，ホームページにも掲載  
します。

## 8 提案書の書式等

- (1) 提案書は、A4判で縦又は横書きとし、左とじ(ダブルクリップ留め)の上、印刷したものを提出すること。ただし、図表等については、必要に応じてA3判(折り込むようにすること。)様式も可。
- (2) 提案書は、簡潔かつ明瞭に記述し、提案の意図が伝わるよう適切な量にまとめること。
- (3) 提案書に用いる文字サイズは、原則10.5ポイント以上(図中の説明にあっては、8ポイント以上)とすること
- (4) IT専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする

## 9 選定方法等

### (1) 選定方法

応募書類及びプレゼンテーションの内容を評価基準により点数化し、評価点の高い順に、第3項第3号の募集事業者数に応じ、事業者を委託先候補として内定します。

なお、応募事業者(第5項の規定により、失格となった事業者を除く。)の数が、第3項第3号の募集事業者数を超えない場合は、プレゼンテーション及び点数化を行わず、これらの事業者を委託先候補として内定する場合があります。

また、第5項の失格要件等の確認のため、本市より現地調査、電話での聴き取り等を行うほか、来所にての説明や追加資料の提出を求める場合がありますので、ご注意ください。

### (2) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の日程は、令和6年4月24日(水)を予定しており、その場合の詳細については、4月12日(金)頃に通知します。

プレゼンテーションは、第6項第1号で提出した企画提案書を用いて、特定保健指導実施者を含む3名以内で行ってください(プレゼンテーション、質疑応答各10分程度)。

### (3) プレゼンテーション審査時に仙台市が用意するもの

スクリーン、プロジェクター(EPSON EB-1940W ※映像入出力端子:ミニD-Sub15pin(×2), RCA, DisplayPort, HDMI®), ノートPC(Windows10, MS Office2016, 東芝 dynabook R73/B), レーザーポインター(ELP-F30N (パワーポイントのページ送り操作可能)), HDMIケーブル(5m), 延長電源コード

### (4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知します。

## 10 評価基準

前項第1号の評価基準は、次のとおりとします。

| 審査項目・内容     |                                                                        | 審査方法               | 配点        |     |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|-----|
| 業務実施体制      | 人員体制（従事者の人数・実務経験等）                                                     | 書類審査               | 様式3・4・6   | 15点 |
|             | 施設環境（設備・安全性・利便性）<br>※施設型と遠隔型のみ                                         |                    | 様式5       | 5点  |
|             | 保健指導内容（標準的な保健指導プログラムに準拠していること）                                         |                    | 様式6       | 必須  |
|             | 個人情報の適切な取扱い（記録の作成・保管等）                                                 |                    | 様式7・8・10  | 必須  |
|             | 運営状況（不当な勧誘販売等の禁止・財務基盤・苦情対応・見積等）<br>提案内容に対する価格の妥当性                      |                    | 様式7・8・見積書 | 必須  |
|             | 特定保健指導プログラムの質の担保をするために、業務責任者を中心とした実施体制がとれているか                          |                    | 5点        |     |
| 企業理念        | 特定保健指導に対する企業としての取り組み姿勢が見られ、適切に示されているか                                  |                    | 5点        |     |
| 特定保健指導の実施内容 | 仙台市の保健指導実施率が低いことに対して、事業者として保健指導の利用者数を増やすための工夫や取組があるか                   | 企画提案書及びプレゼンテーション審査 |           | 3点  |
|             | 保健指導プログラムの質を担保するためにプログラムの評価(課題の把握)を行い、次年度のプログラムの工夫や取組に活かされているか         |                    |           | 3点  |
|             | 行動変容のために、対象者の状況に合わせた丁寧な保健指導が実施されているか                                   |                    |           | 3点  |
|             | 対象者の保健指導に対するモチベーションを維持し、脱落を防止するための効果的な取り組みがされているか<br>脱落者への対応について工夫があるか |                    |           | 3点  |
|             | 支援終了後も対象者の行動が継続されるための工夫があるか                                            |                    |           | 3点  |

## 11 事業者の正式決定

委託先候補として内定した事業者に対し、本市が本件契約書及び仕様書に規定する個人情報保護の基準に基づいた調査を行い、本市個人情報保護の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることを外部委託審査会で審査し、承認された事業者を委託先として正式決定し、契約を行います。

セキュリティの確保については、本市の「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」を参考にしてください。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は下記アドレスを参照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

## 12 留意事項

### (1) 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由の如何に関わらず返却せず、本市の責任において処分することとします。

### (2) 応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出することとします。

### (3) 費用負担

応募に関する費用は、すべて応募事業者の負担とします。

### (4) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討のための目的以外で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

### (5) 公文書

応募書類は、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第2条第2号に定める公文書になります。

## 13 その他

募集要項に定めのない事項については、本市の指示によるものとします。